

対馬市地域防災計画修正の概要について

標記につきまして、令和6年4月1日付けで予定している改正の概要等は次のとおりです。

1. 計画の概要

名称：対馬市地域防災計画
策定主体：対馬市地域防災会議
策定根拠：災害対策基本法第42条
計画構成：「基本計画編」、「震災対策編」及び「資料編」
修正件数：61件
前回改正：令和5年4月

2. 主な改正内容

(1) 防災気象情報に関する事項【基本計画編・震災対策編】

- ア 「災害の記録」について、表現の統一及び文言の微修正（P1～2、10～15）
- イ 「気象警報等の発表基準」について、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準及び複合基準の変更（令和5年6月8日）P12
- ウ 避難情報に関するガイドラインの改訂による修正（令和4年9月）P15
- エ 緊急地震速報の発表基準見直しに伴う修正（令和5年2月）P19

(2) 消防の状況に関する事項【基本計画編・資料編】

- ア 過去10年間の町別・原因別火災発生状況及び火災損害額の修正（P3～5）
- イ 消防団の名称及び受持区域の変更に伴う修正（P30）

(3) 指定公共機関及び公共的団体に関する事項【基本計画編・震災対策編】

- ア 指定公共機関について、豊玉発電所の追記（P6、19）
- イ 公共的団体について、対馬市歯科医師会の追記（P6、18、19）

(4) 県防災計画の改正に関する事項【基本計画編・震災対策編・資料編】

- ア 防災知識普及計画について、災害発生後の避難所等における性暴力・DV防止に関する事項の追記（P7）
- イ 消防団の育成強化について、消防団の参画による防災教育の実施について追記（P7～8）
- ウ 自主防災活動について、男女共同参画の視点の強化について追記（P8～9）
- エ 県の組織改正に伴う関連組織の名称の変更（P17、31）

(5) 市の防災体制に関する事項【資料編】

災害が発生した場合に市が設置する市災害対策本部の編制等について、本庁及び出先機関のこれまでの組織改正を踏まえて見直し（P28～29）

(6) 危険箇所等に関する事項【資料編】

- ア 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について、指定が完了した区域を追加
(P 32~34)
- イ 保安林指定箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険区域及び重要水防区域を追加
(P 35~36)
- ウ 土砂災害防止法に基づく危険区域内の要配慮者利用施設の一部を削除 (P 36)

(7) 避難所等に関する事項【資料編】

用途廃止及び閉所又は閉校等に伴う指定避難所及び指定緊急避難場所についての見直し
(P 37~38)

(8) 災害時の支援協定に関する事項【資料編】

新たに関係機関や関係団体等と本市が締結した協定について追加 (P 38)